

大学への入構並びに大学内で遵守すべき事項

- ・ 自身体調管理を行い、発熱等の風邪症状が無いことを前提に入構を許可する。
- ・ 適宜、手指洗淨あるいはアルコール消毒を行い、**手の清潔を保つよう心掛けること。**
- ・ 対人距離を**1メートル以上確保するよう**に心掛けること。
- ・ **こまめな換気**を心掛けること。

| 危機管理レベル | 社会状況 | 大学施設・窓口 (PC教室含む) | 図書館 | 大学の授業方法 | 大学院の授業方法/ 大学院生の研究活動 | 課外活動・学外活動 | 行事 | 教員の出勤 (研究活動含む) | 職員の出勤 | 出張 | 会議 |
|---------|--------------------------|---|---|--|-------------------------------|--|---|---------------------------------------|---|---|---|
| 0 | 平常時 | | | | | | | | | | |
| | | 通 常 | | | | | | | | | |
| 1 | 北海道におけるレベル分類1（感染小床期）の場合 | 感染リスクに十分配慮することを前提に、入構を認める。 学外団体主催の学内施設利用は、感染対策が講じられている場合に限り認める。 窓口業務は通常通りとする。 | 感染リスクに十分配慮し、開館する。 | 面接授業を基本とする。具体的には当該期に定める授業方針に従う。 | 感染リスクに十分配慮した上で面接授業及び研究活動を認める。 | 担当部署への申請・承認をもって、活動を認める。 | 感染リスクに十分配慮することを前提に、対面での実施を認める。 | 原則、通常通りとする。 | 原則、通常出勤とする。 | 外出自粛などの行動制限が要請されている地域への出張は危機管理対策本部が判断し、その他は可とする。 国外出張は感染症危険情報レベルや出張目的などにより危機管理対策本部が判断する。 | 対面で実施する場合は感染リスクに十分配慮する。 |
| 2 | 北海道におけるレベル分類2（感染拡大初期）の場合 | | | | | | 感染リスクに十分配慮することを前提に、対面での実施を認める（危機管理対策本部会議での承認が必要な場合あり）。 | 原則、通常出勤とする。ただし、特段の支障をきたさなければ在宅でも可とする。 | 原則、通常出勤とする。ただし、時差出勤を認めたり、在宅勤務を命じる場合がある。 | | |
| 3 | まん延防止等重点措置が適用された場合 | 感染リスクに十分配慮することを前提に、入構を認める。 学外団体主催の学内施設利用は原則認めない。 窓口業務は通常通りとするが、短縮する場合がある。 | 感染リスクに十分配慮し、開館する。 学生、教職員のみ利用可とする。 | 面接授業を基本とするが、当該期の授業方針に定められた基準を満たす場合は、面接授業から遠隔授業に変更することを認める。 | 原則、遠隔授業とする。 | 原則、活動禁止（オンラインを除く）とする。 | 感染リスクに十分配慮することを前提に、学生支援に不可欠な進路支援行事、入学式、学位記授与式、学生募集行事、入学試験等に限り、対面での実施を認める。 | | | | オンライン会議を基本としつつ、やむを得ず対面で実施する場合は感染リスクに十分配慮し、短時間（最大2時間）での実施に努める。 |
| 4 | 緊急事態措置が適用された場合 | 入構制限をする。ただし、遠隔授業の受講に支障がある学生は、教育支援課の許可に基づきPC教室・アクセスポイントの使用を認める。 通常の窓口業務は行わない。 | 感染リスクに十分配慮し、開館する。 学生、教職員のみ利用可とし、図書の貸借のみでごく短時間の利用に限る。 | 原則、遠隔授業とする。 | 原則、遠隔授業とする。 研究活動は在宅で行う。 | 原則、オンライン開催とする。 実施できない場合は延期・中止とする。 入学試験等対面での実施が不可欠な場合は、嚴重な感染対策を実施した上で認める。 | 在宅で教育研究活動を行う。 遠隔授業の準備に限り、大学構内への立ち入りを認める。 | 原則、在宅勤務又は自宅待機とする。ただし、最低限必要な事務機能を維持する。 | 原則、国内外の出張を禁止とする。ただし、出張目的などにより危機管理対策本部が判断する。 | 原則、オンライン会議とする。 | |
| 5 | ロックダウンの場合 | 原則、立入禁止とする。 | 休館とする。 | 遠隔授業とする。 | 遠隔授業とする。 研究活動は在宅で行う。 | 活動禁止（オンラインを除く）とする。 | オンライン開催のみ。 実施できない場合は延期・中止とする。 | 在宅で教育研究活動を行う。 | 原則、在宅勤務又は自宅待機とする。 | 国内外の出張を禁止する。 | オンライン会議とする。 |

注1）札幌学院大学行動指針は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、随時改定することがある。

注2）危機管理レベルは、本学の危機管理対策本部が社会状況に応じて判断し、変更する。

注3）本学構成員の罹患者が発生するなど、感染拡大防止のための対応が必要な場合は、本表と異なる措置を講じることがある。

注4）学生の留学について、外務省発出の「危険情報（治安）レベル」及び「感染症危険情報レベル」が2・3の国・地域への派遣は原則行わないが、本学が定める留学（派遣）する為の参加条件を全て満たす場合に特例で「派遣」を認める場合がある。